

生活保護費の不正受給容疑にかかる元被保護者の逮捕について

生活保護費の不正受給事案として、本市が徳島中央警察署に届出していた元生活保護受給者が、不正受給の容疑で逮捕されましたので、お知らせします。

1 概要

元被保護者（40代男性：居所不明により保護廃止）は収入を得ていたにも関わらず、福祉事務所に収入の一部しか申告を行わず、令和5年6月から令和5年9月の間、生活保護費を不正に受給した。

- (1) 逮捕日 令和6年11月5日
- (2) 逮捕容疑 不正受給（生活保護法第85条）
- (3) 被害金額 約30万円

※今後の警察の捜査で変動する可能性があります。

2 本市の対応

引き続き生活保護の適正な実施に努め、悪質な不正受給の事案については刑事告訴を行うなど、厳正に対処してまいります。